

< 自家用電気工作物に関連する主な法令と届出手続き一覧 >

必ず届出が必要 条件により届出が必要

平成18年4月末現在

法令等	届出書類	ガ ス エンジン	ディーゼル エンジン	ガ ス タービン	燃料電池	適用
電 気 事 業 法	工事計画（変更）届出	1万kW以上*1	1万kW以上*2	1千kW以上*2	5百kW以上*2	左記の出力未満であっても「公害防止に関する工事計画書」の届出対象となる設備（下段「公害関係」参照） *1：重油換算35l/h以上の設備 *2：重油換算50l/h以上の設備
	保安規程（変更）届出					主任技術者の選任、点検内容、単線結線図等の変更等
	使用前安全管理審査申請			1千kW以上*3,*4	5百kW以上*5	*3：3万kW以上 *4：1千kW以上3万kW未満
	溶接安全管理審査申請					・省令で定める圧力以上が加わる発電用のボイラー、タービン及び付帯設備・定められた条件を超える容器、改質器等を有する燃料電池設備・外径150mm以上の管・その他
	主任技術者選任届	ボイラータービン主任技術者 電気主任技術者			*6	*7
消 防 法	発電設備設置届出（電気）					各行政が定める火災予防条例に従い「火を使用する設備等の設置」として届出
	危険物貯蔵所・取扱所設置許可申請					指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いがある場合（ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池の液体予備燃料、助燃燃料を含む）
	少量危険物貯蔵・取扱届出					液体燃料、潤滑油類が指定数量未満で指定数量の 1/5以上の場合
	消防用設備等設置届出					発電設備を消防法上の非常電源として用いる場合
	常用防災兼用機の届出					常用発電設備を消防法上の非常電源として兼用する場合（常用防災兼用）
	液化ガス貯蔵・取扱開始届出					予備及び補助燃料としてのLPGの貯蔵量が300kg以上の場合
内 務 協	ガス供給系統評価申請			○		都市ガス単独供給による常用防災兼用ガス専焼発電設備を設置する場合
高 圧 ガ ス 保 安 法	高压ガス貯蔵所設置許可申請					LPG、CNG等の貯蔵量が 300m ³ 以上（LPGは10kgが1m ³ ）
	特定高压ガス消費届出					予備燃料としてのLPG、CNG等の高压ガスを 300m ³ 以上（LPGは10kgが1m ³ ）を貯蔵し、消費する場合
建 基 準 法	建築確認申請					発電設備を建築基準法上で認められた防災負荷のための予備電源として用いる場合
労 働 安 全 衛 生 法	排熱ボイラー設置届出（報告）					発電用以外で同法施行令で定義されたボイラー（小型ボイラーは設置報告）
	排熱ボイラー落成検査申請					ボイラーの設置および変更時（検査省略の場合もある）
	第二種圧力容器設置					同法施行令で定義された容器（0.2MPa、0.04m ³ 以上）を有する設備
系 連 統 系	連系に関する照会および申込					系統連系するにおいて、一般電気事業者と事前に協議するために必要な資料
公 害 関 係	振動規制に関する届出					指定地域内に7.5kW以上の圧縮機などの設置、その他地方自治体の条例によるもの
	騒音規制に関する届出					指定地域内に7.5kW以上の空気圧縮機および送風機の設置、その他地方自治体の条例によるもの
	大気汚染防止に関する届出					ガスエンジン（重油換算35l/h以上）、ガスタービン・燃料電池・ディーゼルエンジン（重油換算50l/h以上）、その他地方自治体の条例によるもの
	公害防止協定					地方自治体と公害防止協定を締結している事業所に設置する場合
	固定内燃機関設置届出					地方自治体の指導対象となる設備
	ばい煙発生施設設置届出					地方自治体の指導対象となる設備

*詳細は新版『コージェネレーションシステム関連法規解説書（2006年版）』をご参照下さい。